【令和６年度】

江戸情緒あふれる景観創出事業

指定地域募集要領

令和６年４月

東京都産業労働局観光部振興課

**１　事業の目的**

東京都は、都内地域の認知度向上や集客力の強化を図り、地域の持続的な賑わいを創出することを目的として、「江戸情緒あふれる景観創出事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

**２　江戸情緒あふれる景観の創出について**

本事業における江戸情緒あふれる景観創出とは、のれんや提灯、簾などを製作し（コンセプトやデザイン検討を含む。）、当該地域の店舗等を装飾することで、江戸文化の風情を感じられる街並みを創出し、セレモニーイベントの開催や情報発信等の取組を通じて地域のイメージとして定着させることをいいます。

**３　指定地域について**

本事業では、江戸情緒あふれる景観を創出することが適正と東京都が指定した地域（以下「指定地域」という。）が主体となって事業を実施します。

なお、指定地域の決定に当たっては、本募集要領に基づき地域を募集します。

**４　応募対象者及び申請に係る要件**

　　本募集の対象は、以下の要件を満たす協議会とします。

＜要件＞

主体的に地域振興や観光まちづくりに取り組む団体（エリアマネジメント、観光協会、商店街振興組合等）、民間企業等を構成員として含むこと。

　　※法人格のある団体に限らず、任意の協議会も応募可能です。

**５　計画の策定・提出**

協議会は、地域の持続的な賑わい創出を目的とした計画を、江戸情緒あふれる景観創出事業実施要綱第３条第２項記載の別記第２号様式により策定し、「８　交付申請から補助金交付までの流れ」に基づき申請してください。

なお、以下の事項を必ず記載願います。

（１）協議会の名称

（２）対象地域（住所等及び図面等を別紙にて添付願います。）

（３）地域が抱える観光に関する現状と課題

（４）（３）をふまえ、課題解決に向けて実施する取組内容

※取組内容には以下のア～エの要素を含めてください。

ア　江戸情緒あふれる景観の概要（定義、製作アイテム、予定数量、範囲等）

イ　本事業の取組を効果的に情報発信するために構築するウェブサイト及びＳＮＳ活用の概要

ウ　地域の魅力と景観を掛け合わせて実施するセレモニーイベント(※)の概要

エ　効果検証に活用する旅行者アンケート調査の概要

（５）地域住民や協力店舗等の理解や賛同を得るための説明会等の実施方法

（６）事業実施スケジュール（６月以降のスケジュールで作成ください）

（７）本事業実施後における、継続的な景観管理、さらなる観光コンテンツの磨き上げ、情

　　報発信などの取組予定

（※）セレモニーイベントで実施するコンテンツのイメージ

地域の伝統文化や郷土料理等の体験機会の提供、着物等を着た地域の周遊体験、

景観をより楽しめる飲食スペース等の設置、地域のお祭り等への参加体験、

地域の魅力や街並み等を活用して開発した特産品の提供　等

**６　本事業の取組期間**

　指定地域決定日から令和７年３月３１日まで

**７　協議会の構成員**

協議会の全ての構成員は、以下の要件を全て満たすものとします。

（１）過去５年間に重大な法令違反等がないこと。

（２）暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

（３）東京観光財団、東京都中小企業振興公社、国、都道府県、区市町村等から補助事業の交付決定取消等を受けていないこと、又は法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

**８　交付申請から補助金交付までの流れ**

（１）申請受付期間

　　令和６年４月３０日（火曜日）から５月３１日（金曜日）まで

（２）申請方法

　　　P６「申請時必要書類一覧（別紙１）」に記載されている必要書類を、「簡易書留」により次の宛先まで送付してください（必着・持参でも可）。

|  |
| --- |
| 〒163-8001東京都新宿区西新宿二丁目８－１　東京都庁第一本庁舎１９階東京都 産業労働局 観光部 振興課 地域振興担当 |

（３）指定地域の決定

審査を経た上で、２地域程度決定します。

【審査方法】

プレゼンテーション形式審査会を行い、指定地域を決定します。審査会の日程等については、別途お知らせします（６月中旬を予定）。審査会には協議会より１～３名程度が出席してください（オンライン形式を予定）。

なお、必要に応じて、申請書類について電話等による内容確認を行う場合があります。

審査では、独自性、必要性、有効性、継続性、実現可能性等を総合的に審査します。

（審査の視点）

ア 独自性：　江戸情緒あふれる景観の定義、製作アイテム、数量、範囲等につい

　　　　　　　　 て、地域の実情に応じた適切な計画となっているか。

イ 必要性：　当該地域の抱える課題が適切に検討され、課題の解決策として有効

 な取組内容となっているか。

ウ 有効性：　地域の認知度向上、集客力の強化、持続的な賑わいの創出に向けて

 効果的な取組内容となっているか。

エ 継続性：　創出した景観管理、情報発信、観光コンテンツの磨き上げ、効果測

 定等が継続的に実施される計画となっているか。

オ 実現可能性：　地域内の合意形成について課題は生じていないか。

（４）審査結果等

　　ア　審査の結果、適正と認められる場合は、指定地域の決定を書面で通知します。

　　イ　審査内容について公表はしません。

　　　　また、審査結果については後日通知しますが、異議の申し立ては認められません。

**９　指定地域決定後の流れ（事業実施体制）について**

（１）指定地域の決定を受けた協議会と東京都において協定書を締結します。

（２）協議会は、提案した計画の実施に必要な体制を整え、本事業を運営します。

（３）本事業の運営に必要な経費は、東京都の負担及びその他の収入をもって充てます。

　　　（東京都の負担額）

　　　１指定地域につき１億円を上限とします。

**１０　その他留意事項**

（１）指定地域決定の取消し

 以下のいずれかに該当する場合、指定地域の決定を取り消すことがあります。

ア　偽りその他不正の手段により申請書類を作成したとき。

イ　協議会の構成員（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。

（２）事業実施にあたり必要な条件の付与

　　 指定地域の決定の際、事業実施に当たり必要な条件を付す場合があります。

別紙１

【申請時必要書類一覧】

〇　申請書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 交付申請書類 | 留意事項等 |
| □ | 指定地域申請書（第１号様式） |  |
| □ | 指定地域計画書（第２号様式） |  |
| □ | 申請に係る企画書（様式任意） | 審査会で使用するもの等 |
| □ | 誓約書（第３号様式） |  |
| □ | これまでに主体的に地域振興や観光まちづくりに取り組んできた実績（様式任意） | 申請協議会またはその構成員が主体となった実績 |
| □ | その他必要に応じて提出を依頼するもの | 別途指示があった場合に提出ください。 |
|  | 協議会の構成員に関する書類　※すべての構成員 | 留意事項等 |
| □ | 定款又は会則（規約）（写） | 最新のもの |
| □ | 役員名簿（写） | 最新のもの |
| □ | 印鑑証明書（原本） | 発行後３か月以内のもの |
| □ | 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本） | 発行後３か月以内のもの |
| □ | 社歴書・団体概要（会社概要、パンフレット等でも可） | 最新のもの |
| □ | 当該年度の事業計画書 | 総会資料など |
|  | 協議会に関する書類　※協議会を構成する場合 | 留意事項等 |
| □ | 会則（規約）（写）、協議会の設置または運営要綱（写）等 | 最新のもの |
| □ | 申請事業の実施を議決した協議会議事録（写） | 協議会の意思決定を確認するため、議事録を提出すること。 |

＜注意事項＞

※　申請様式については、東京都産業労働局のHPからダウンロードをお願いします。

（<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/edojyucho/index.html>）

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】東京都 産業労働局 観光部 振興課 地域振興担当電話番号：０３-５０００-７３１９ |